

相談の多い「定期購入」について、気をつけてほしいポイントをお伝えします。

## 「お試し」の定期購入にご注意！！ ～その契約、お試しだけでやめられる！？～

### 相談事例

スマートフォンでSNSをみていたら、「980円」「1回で解約OK」という化粧品の広告が出てきたので注文した。

初回を受け取った後に解約の電話をすると、  
「初回で解約される場合は、定価9,800円との  
差額を払っていただきます」と言われた。



私は980円だから試そうと思ったのに話が違うと言うと、「差額を払わないなら、2回目の商品を送ります」と言われ、解約もできない。

### アドバイス

- 広告に「1回で解約OK」「しばりなし」と書かれていても、解約しようとする、と、定価との差額を請求するという条件になっている場合があります。
- 注文する際には、最終の注文確定ボタンを押す前に、どのような契約内容になっているか、キャンセル・返品条件はどのように表示されているかをよく確認しましょう。
- 悪質な販売サイトの場合、契約条件が明確に表示されていない場合があります。おかしいなと思ったらお住まいの消費生活相談の窓口へ相談しましょう。

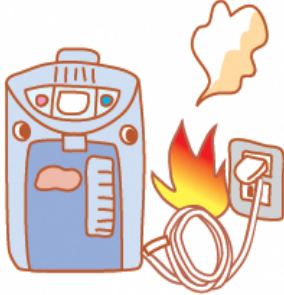
# コードや配線の事故が多発しています！



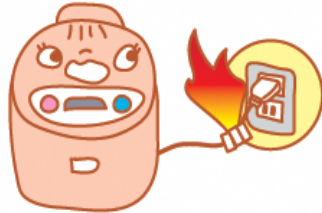
きけん！

ついうっかりが思わぬ事故にならないように  
製品は正しく使いましょう！

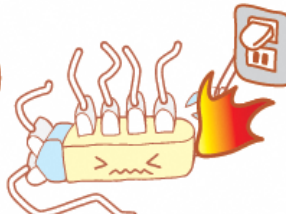
こんな使い方していませんか？



コードを束ねる



自分で修理をする



接続可能な最大消費電力を超えて使用する



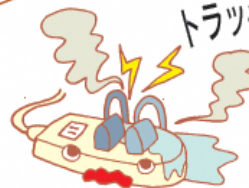
コードを曲げたり  
引っ張ったりする



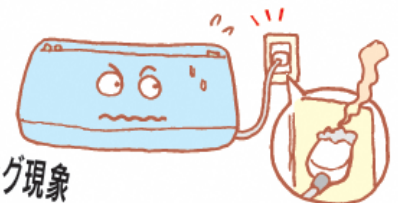
コードを引っ張って抜く



コードを踏みつける



トラッキング現象



ほこりや水分が  
付いたままにする

引用：製品評価技術基盤機構NITE

知ってください!!

## その香り、困っている人もいます



香りの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りでも困っている人もいることをご理解いただくこと、香り付き製品の使用に当たっては周囲の方々にも配慮いただくことなどを狙いとして、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省でポスターを作成しています。

ポスターはこちら



消費者庁HP

シニア向け  
消費生活情報  
サイトはこちら→



大阪府HP

若者向け  
消費生活情報  
サイトはこちら→



大阪市HP

被害にあっても、あきらめないで  
消費者ホットライン

**☎188(いやや!)**

※局番なし

大阪府消費生活センター ☎06-6616-0888

ホームページ: <https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

大阪市消費者センター ☎06-6614-0999

ホームページ: <https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

12 つくる責任  
つかう責任



©Expo 2025